

相模国三浦半島の古文書について (7)

岩崎義朗*

Ancient Documents of the Miura Peninsula, Province of Sagami (7)

Yoshiro IWASAKI*

本稿もこれまで6回に亘って発表を続けてきた。江戸時代以前のものを主とし、年号のあるもの一通の脱漏を除いて一応管見に入ったものは発表して来たが、今回をもって江戸時代以前のものを終了したいので考証等未完了のものが多いが、脱漏の一通と年号不詳のもの及び年月日不詳のものとした七通と新たに管見に入った七通との合計十五通を挙げたい。

これ等の文書の他に江戸時代以前のものとしては棟札五枚、牛王宝印二種があるがこれは後日にゆずることにしたい。

江戸時代のもの及び明治時代のものは分量の上では極めて多く、内容も多彩であるので発表の方法は地区別、家別、文書別、年月日別に整理したものを考えている。

脱漏の分は

(1) 応永十二年十月廿九日 上杉憲定判物 旧上山口村 修驗源皇院所蔵

次に年号不詳のもの及び年月日不詳のものをあげると次の通りである。

(1) (年不詳) 十月廿一日	筑前守秀吉判物	旧逗子村	延命寺所蔵
(2) (年不詳) 三月十六日	本願寺蓮悟判物	旧東浦賀村	乘誓寺所蔵
(3) (年不詳) 極月廿九日	本願寺教如判物	旧不入斗村	西来寺所蔵
(4) (年不詳) 七月廿九日	木下吉隆書状写	旧不入斗村	西来寺所蔵
(5) (年不詳) 十二月三日	徳川光圀判物	旧大津村	百姓九郎左衛門所蔵
(6) (年不詳) 癸丑正月松之内	演蓮社知誉幡隨意判物	旧浦郷村	良心寺所蔵
(7) (年月日不詳)	昆沙門再興施入状	旧堀内村	名主 市衛門所蔵

次に新たに管見に入ったものは次の通りである。

(1) 永祿五年三月廿三日	北条氏綱印判状
(2) (年不詳) 子五月廿二日	北条氏印判状
(3) (年不詳) 丑三月廿二日	北条氏印判状
(4) (年不詳) 丑三月廿六日	北条氏印判状
(5) (年不詳) 子卯月十九日	北条氏印判状
(6) (年不詳) 辰二月廿六日	北条氏印判状
(7) (年不詳) 亥三月廿六日	北条氏印判状

これは全部浦賀町の浦島家所蔵のものである。

脱漏の分

第一は応永十二年十月廿九日上杉憲定判物で旧上山口村修驗源皇院所蔵にかかるものであるが、源皇院は東浦賀の叶神社の別当永神寺の配下である¹⁾。そしてその由来は新編相模国風土記稿に説明しているように寛文年中に和田村から住僧玄学が上山口村に移って堂宇を再建したとしている。

文書は次の通りである。

* 横須賀市立商業高校定時制 Yokosuka Municipal Commercial High School.

寶幢院宮僧正坊雜掌賢成申，武藏國河越庄内小萱寺事，自若宮別當大僧正方，依被避与小侯法印賢光知行之處，令還俗以舍弟賢尊律師，成當寺別當上者，闕職之段勿論也為御祈禱賞可拝領之由被申之，還俗有無為糺明，不日令參上，可被明申之狀，依仰執達如件

応永十二年十月廿九日

沙弥（花押）

小萱寺別當御房

以上で差出人沙弥は花押から上杉憲定であるとされているが、上杉憲定は室町幕府の関東執事で、武藏國河越小萱寺の別当に与えたもので、この文書がどのようにして源皇院に伝来しているのかは不明である。なおこの文書の東京大学史料編纂所本（縮刷本）に朱書きがある。（ ）がそれである。

寶幢院宮僧正

若宮別當大僧正

（尊賢）

（弘賢）

小萱寺別當（賢光）

沙弥（上杉憲定）

この文の大意は宝幢院宮の僧正尊賢の坊の雜掌賢成が申すに武藏國河越庄の小萱寺の事について、若宮別當大僧正弘賢方より小侯法印賢光に知行を与えたところこれを避けられたので、之れは小侯法印賢光が還俗をされその後に舍弟の賢尊律師をその寺の別当となす上は闕職ということは勿論である。

なお御祈禱のための賞はいただくべきであるということを申された。そこで還俗があるのかどうか糺明のため、後日参上せられて明らかにせられるべきであるという次第を命によって通達すること、このようであるとして小萱寺の別当小侯法印賢光にあてている。

小萱寺の別当たる者が知行を拒否した以上は還俗以外にはその原因は考えられないが、何故還俗をしようとしたのか、不日の糺明を命じられていることがわかる。

次に年号不詳のもの及び年月日不詳のものをあげる。

第一（年不詳）十月廿一日付筑前守秀吉判物で旧逗子村延命寺所蔵にかかるものである。本文は次の通りである。

態申遣候

一、五畿内之儀堅相卜候人質共之儀高山右近中川瀬兵衛、筒井順慶、三好山城、若江三人衆何も人質共出候事

一、池勝之手前相済入魂候事

一、近郷之儀、惟五郎事勿論我本次第入魂久久ニテ長谷川藤五郎其他山崎源太左エ門、池田孫二郎、山岡何も城之儀堅申付候自然何ニヨリ惡逆人罷出候共物之數ヨテ有間敷候て若何さる雜説申候共不可許容候木エ兵エをも遣候間各申談神妙ニ留主儀可申付候恐々謹言

筑前守

十月廿一日

秀吉（花押）

小出甚右エ門殿（秀政）

松浦弥右エ門殿（重政）

蒔田平左エ門殿（久勝）

薄田 伝兵衛殿

寺沢藤右衛門殿（弘政）

平野 右京 殿（長治）

石田四郎兵衛殿

寺町 権大夫殿
一 牛 斎 (能得)

この文書は如何にして延命寺に伝えられているのかその伝来の由来は詳かでない。筑前守秀吉から播磨姫路城の留守衆に与えて京畿の形勢を報じたものである。この頃は羽柴秀吉は山城山崎城にあった。

文書の大意は態々申遣します。以下三つの点を指摘した。第一は山城、大和、河内、摂津、和泉のこの五畿内は堅く相定まり、人質共については高山右近（長房）、中川瀬兵衛（清秀）、筒井順慶、三好山城守（康長）、若江三人衆何れも人質を出している。

第二には池勝（池田勝入恒興）の仕方も無事にすませたので親密であること²⁾。

第三に近郷について、惟五郎（惟住長秀）の事は勿論、我等は事のなりゆきで親密になり、久々で長谷川藤五郎（秀一）、其のほか山崎源太左衛門（片家）、池田孫二郎、山岡（景隆）等、何れも城についてその守衛を堅く申付けた、万一何処からか人の道にそむく大悪人が出ても、とりたてて数えたてる程のことないことなので、若しとやかく雑説を申立てようとも之を許すことは出来ない。木戸兵衛までも派遣したので各々それぞれ話し合い立派に留守を守ることを申付ける、というものである。

秀吉方に服した者からは必らず人質をとるこの戦国時代の戦争の方法がみることが出来ると共に味方には近畿の状況を報じ、その形勢を看取させているのは織田信長の死後、その葬儀が天正十年の十月十五日に大徳寺において羽柴秀吉によって執行せられたが、羽柴秀吉に対する諸将の感情は必ずしも統一されてはいない³⁾ 即ち月を越えた十一月には神戸信孝、柴田勝家、滝川一益等は羽柴秀吉を除かんことを図り⁴⁾ 形勢は羽柴秀吉にとって不穏であったところである。

ここに入魂とした池田恒興と惟住長秀とは十月廿八日京都本願寺に会し、筒井順慶とは十月廿三日に山城山崎に会していて、かつて織田信長麾下の諸将の動きは互に複雑を極めている、ただ秀吉に対して好意を寄せない諸将もその時期は殊に越前が雪深いために用兵作戦上適切でない点に問題があった。この文書はこの様な状況に立って書かれたものとして重要性をもっている。

この文書の年号は天正十年の情勢であることが明かである。

永正三年
第二 (年不詳) 三月十六日付の本願寺蓮悟書状で、旧東浦賀村にある乗誓寺所蔵にかかるもので、乗誓寺所伝また相州文書にも本願寺蓮如判物としているものである。本文は次の通りである。

志人数衆中覚悟

一筆申候、仍各存知之事にて候、能州之儀も仏法をゑやし候をき御造意浅数年長尾江申合られ、既に現形の動にて候間、身にろ、ぞ候れつ火よて候うへハ、御門徒と一日も名をかけられ候面々ハ是を口惜共あさはしきとも不被存候人々吾真実にあさけあき心中さるへく候抑此ゑひ往生極楽(斯) (類)之一大事をとけゑまふ奄きあゝはゑゑくひもあ浅弥陀の法をつぶされ候ハんをる事千万ニ無念之至(蒙)候間我人年来の雨山之御恩徳かうぬり候報謝之ふめにこにこよて捨身命をも可有馳走候事を非本望候哉此時志之面々も雖為何時同心候も誠ニ難有候へく候穴賢

・三月十六日

蓮 悟 (花押)

志 人 数 衆 中

この文書は現存し、保存も比較的よく、軸物となっている。この大意は次のようである。
一筆申します、各々がもう承知している事である。能登の事（加賀一揆）は仏法を絶滅してしま

うという考を数年にわたって長尾（能景）江申合させていたことが、もう形にすがたをあらわしていくという働きであるので、これが身にふりかかって来る烈火である以上は御門徒と一日でも名をかけられた人々はこの彈圧を口惜しいとも嘆かわしいとも思われない人々はまことに情ない心であるのだ。一体このたびの往生極楽の一大事をおとげになられなければならない、このような他と比べるものもない弥陀の法を潰されることは千万ニ（この上もなく）無念の至りで、自分もひとと年來の雨山の御恩徳を蒙っている、報謝のために、にこにこで身命をも捨てて走り廻ることは本来よりの望ではなかったのではなかったか。此の時にこそ志を同じうする人々はいつでも心を一つにして協力出事ることは、まことにめったにない事である、というのである。

まづこの文書が蓮如の消息として寺宝となったのは、幕府の学問所で、この文書の署名に「蓮如」と朱書したことによるものと思われる⁵⁾。しかしその署名は下図のようで「蓮」は確かに読めるがその下は「如」にしては無理で「悟」のようである。念のため花押をしらべてみたら蓮如の花押ではない。どうしても蓮悟と読むのが妥当のようである。従って新編相模風土記稿にある蓮如筆の消息一幅は蓮悟筆の消息一幅と書改められるべきである。

この蓮悟は蓮如の十六子で、幼名は慶光丸、応仁二年の生れで、長じては加賀国若松の本泉寺にあり所謂加州三ヶ寺の一つで、しかも一向宗においては顧命之五子⁶⁾の中にあり北国における一大勢力であった。

応仁文明の乱以後、一向一揆は東軍に加勢しつつ北陸を舞台として真宗高田派や他宗の寺社との攻争は宗教戦争的様相を呈し、しかも百姓を率いる国人や土豪が加わって多彩な政治的争乱の渦は拡大して泥沼的状態となっていました。この争乱の中で永正の國一揆はその最たるものでこの書状も若松本泉寺蓮悟が風雲急を告げる情勢の中で北国門徒を激励するものである。

永正三年二月から本願寺実如は越中の勝興寺や飛弾の照蓮寺に備えを堅めさせていたところ三月に入ると越前と越中の一向一揆が烽起した、上ノ口からは天王寺弥次郎、壱岐美作、森新四郎等約三百人は海津から越前へ、能登、越中、加賀の門徒は下ノ口から越前へ向い越前の一向一揆と合した。このような情勢の中で北国門徒を激励したのがこの書状である。この一向一揆の烽起によって越中の諸侍は越後に逃れた。京都では畠山尚頼の依頼で長尾能景が加賀一向衆を治罰するといううわさがあったが六月に入って長尾能景は越中に侵入して一向一揆の背後をついた。他方朝倉貞景や同孝景の方へは真宗高田門徒、真言宗、三門徒等が九頭竜川を渡河して一向一揆を加賀に追い払った。破れた一揆は長尾能景と越中で合戦した。ところが守護代神保慶宗が一揆に通じて長尾の背後を断ったため長尾能景は多数の部下と共に般若野で討死した。

このような事態における文書であるだけにこの激励の文の構成をみれば、「仏法をたやし候ぬき」、また「弥陀の法をつぶされ候ハんをる事」の二つが中核とし前者の後に「真実に情なき心」といって志す人々の自覚と共感に訴え、後者の後には「にこにこにて身命をも捨て馳走あるべく候ことは本望に非ず候哉」と覺悟を促している。

第三は（年不詳）極月廿九日、本願寺某書状で旧不入斗村の西来寺所蔵にかかるもので本文は次の通りである。

返々三日昼宗悦所過候てあらを御出よて可有候
（必　　ず）

相つもる儀可申承候 以上

今朝羽肥前殿吾所へ御出よて候大さからざる御機嫌よてまさりもきよとして、今まで御遊
（肝　　煎）
よて候連々貴殿へ御きもいり故と満足不適之候、然も貴所御上洛とてつゐよ何角と遅らして不懸
御候、承候へハ正月三日之昼木れ村や宗悦所へ御出候由候、左候ハ、其帰ニ阿ホ一服申度候、
御出候ハ、可為本望候、久不申承候間も申度候入御ニ御みてハ宗円ホヘも可申越候恐々謹言
（話）

極月廿九日

某 (花 押)

片 山 伊 賀 殿

某 (花 押)

御 下

この文書は本願寺教如書翰として伝えられて来たものであるが、現在は戦後の火災で焼失してしまっている。この文書を本願寺教如のものと推定したのは江戸幕府の学問所の文書調査に当った担当者が推断したためであろうか。現在東京大学史料編纂所に架蔵する相州文書の縮刷版に朱筆で書入れがある。この文書の文末の二つの花押の前の方に「本願寺教如」とし、後の方には「光寿」と書入れられている、これが基になってか新編相模風土記稿には本願寺教如書翰としている。

しかし、この花押は「教願寺教如」のものでもなければ「光寿」のものでもない。形の上からは本願寺系統の人達のものもあるだろう。

本文の大意は今朝羽肥前殿が私共方へお出になられた、その時ひととおりではない気分でまわりすみなどして只今までお遊びでした、引きつづいてあなたへお世話をするためだと大変満足でこれ以上のことはない。さてあなたが都へおいでになるというのでとうとう何かと遅れて御目にかかるにいる、伝えきりますと正月三日の昼、この村や宗悦の所へお出になられたとのことです、そうであればその帰途に私共一服差上げたいと思います、もしお出になられれば元々よりのぞみであります、久しく承り申さないのでお話申したかと思いますが奥御殿へおはいりになられれば宗円等へも申してよこさせます。というのである。これについて追而書を書いている。

返々、三日の昼には宗悦の所を通つてゆくので必ずお出になられて、つもりつもった話をおききいたします、というものである。

この文書の調査は未了なので後日に期したい、宗悦は前大徳寺住持なのかどうか。その他についても未了である。

天正十八年
第四は (年不詳) 七月廿九日付木下吉隆書状写で旧不入斗村西来寺所蔵にかかるものである。本文は次の通りである。

態令啓候、仍西来寺事被召失淨土衆瑞念と申人被入替候由承如何之儀候哉氏直鉢楯之覺悟ニ付而本願寺門徒族悉被追出西来寺明申候由大納言様へ可然様ニ御取成を以如前々西来寺ヒ返付候様ニ御馳走尤存候惣様本願寺門徒被召失ニ付而ハ不及是非儀候此一寺計ヒ追出候ハんハ如何候御馳走可頼候恐々謹言

写

七月廿九日

木 下 半 介

吉 隆

長谷川七左衛門殿

御 宿 所

この書状の大意は取り立てて申上げます。そこで西来事の事、召し出されてなくならせ、淨土宗の瑞念といふ人と入替られたとのこと、これはどのような理由なのであろうか。北条氏直が戦争の覚悟をいたすについては本願寺の信者は全部追出されてしまった。したがって西来寺寺が空いてしまったとの事、大納言様（徳川家康）へ適当に心をつかって扱かい、以前のように西来寺を返されるように走り廻ることは道理にかなったことと考えられる。本願寺門徒が召し出されて失われようとも之も止むを得ないことである。この一つの寺だけを追出してしまおうというはどうであろうか。走り廻ることを頼むとよい。というものである。

この文書は本文のあとに「写」とあり、史料編纂所の縮刷版には（マ、）と註記があるので本文

は失われたためであろう。

ここで差出人である木下半介吉隆は史料編纂所本の中の縮刷版には朱書で「木下半四郎吉隆」と記されているので新編相模風土記稿にはそのまま之を踏襲したものと考えられるがこの木下半四郎は木下半介の誤読である。彼は称名寺教宗の末子で通称半介後には大膳大夫豊臣秀吉に親任せられた人である。

考えれば木下半介は小田原征伐に随って恐らくは北条氏の竜逐に逢って、鎌倉光明寺の末に属し、浄土宗の瑞念が入替えられたが、その跡えにもどっていないので木下半介は天正十八年七月十三日の秀吉の小田原入城⁷⁾より以前に既に同年四月には西来寺に禁制を掲げているので関係もあって、関東入国のため徳川家康が同年七月二十九日小田原を発し、翌八月朔日江戸入城となるため⁸⁾、豊臣秀吉の家臣木下半介から徳川家康の家臣長谷川七左衛門長綱へ依頼を引断いだものと思われる。

木下半介の依頼は本願寺門徒を元に、西来寺を元にもどらせるために大納言様へ御取成を願えばよいというような親切さが残されている。この大納言は権大納言徳川家康を指すのである⁹⁾。

したがって、この文書は公式の引継書ではないが、秀吉の権力に属していた範囲の関八州の地を悉く徳川家康に与えられ、しかも七月十三日から八月一日までの十七日間に急速に采地の割渡しを行ったので、この七月廿九日は江戸入城の一日前という、差迫った時ではあるが極めて懇切な依頼とも申送りともいべきであるということが出来る。

したがって、この文書の年号は不詳であるが以上のようないい事情から天正十八年と考えてよいであろう。

なお僧頓乗が追放になり関東入国後、再び頓乗が帰住し、一時的に浄土宗（瑞念）が浄土真宗に復したのはこの文書のあとのことであるがその背後には木下半介の端緒と之をバックアップした長谷川七左衛門の尽力があったことが知られる。

貞享四年
第五は（年不詳）十二月三日徳川光圀判物で、旧大津村の百姓九郎左衛門所蔵にかかるもので本文は次の通りである。

メ 向 井 将 監 殿	水 戸 宰 相
御 宿 所	光 圏

就参府御目見相済候家来藤井紋大夫迄手簡之趣欣然之至存候為御禮令啓候恐々謹言
十二月三日

光 圏（花 押）

文面は極めて簡単なもので徳川光圀は江戸へ参勤をし将軍の謁見を終了しました、家来の藤井紋大夫のもとまで寄せられた手紙の内容はよろこびの至りに存じます、御礼を申し上げますというのである。お礼状であるが、内容はただ「手簡の趣」とのみで不明であるが、いつのものかを考えることは可能である。

この書簡の年を推定するための手がかりをいろいろの面から辿って見ることとする。まづ徳川光圀は寛永五年戊辰六月十日辰刻に生れ小名を千代松といい、寛永十一年甲寅五月五日始めて大猷公（徳川家光）に謁し、寛永十三年七月六日元服の如く大猷公の「光」を諱字として賜り、後に光圀とした¹⁰⁾。

次に「水戸宰相」とあるから参議に任せられたのは寛文二年寅壬十二月廿一日であるからこの手紙は寛文二年以降である¹¹⁾。

また花押について見れば下記のようなものは「五嶺真形図」とよばれ、延宝七年正月元日より使

用され「伊藤氏古書」には

一、殿様御判形御替被遊候歲頃（比）三様思召候付当月より御判御改被遊候
(以下略)」



したがってこの手紙は延宝七年以後であることがわかる。さらに徳川光圀の「匁」を使用しはじめたのは天和二年である¹²⁾からそれによって天和二年以後となる。

次に本文からみると「就参府」ということから徳川光圀は水戸から江戸に参勤された時であるところから、江戸参府に関し、十二月前後の出府をみると¹³⁾貞享四年の時が之に該当するので「貞享四年十一月廿二日、夜五ツ半過ぎ小石川館ニ入ル」とあるから、この書簡が丁度この機会に出されていると考えられたためこの文書の年を貞享四年とする。

慶長十八年
第六は（年不詳）癸丑正月松之内演蓮社知誉幡随意判物で旧浦郷村良心寺所蔵にかかるもので本文は次の通りである。

長谷川七左衛門尉代官之時、全阿弥寺社之奏者之砌、於江城被申者如本知恩寺、末寺も之事相落着申候、其上于今開興之者無紛候何方之寺家兔角被申候共少も道理有間敷候、當住懇切思寄次第出入候而六ヶ敷被申候方江御無用ニ候、為其一筆進候以上

花洛知恩寺隠居卅三代

演蓮社智誉幡随意（花押）

癸丑正月松之内

良心寺照誉和尚

參

本文の大意は、長谷川七左衛門尉（長綱）が代官の時、全淨土宗の寺社の事を取り次ぐ役の時、江城で申されるには本の様に知恩寺と末寺との関係については落着きました。それに今でもやはり開山、開基の者も明らかで、どこの寺の人からいろいろいわれても少しの理由もあるべきではない。当住照誉はねんごろで思いあたったなりゆきでもめごととして、むづかしくいわれる方々へは、無用のことです、そのために一筆したためて参らせました。というものである。

この文書は一種の証明書のような役割をもつたものであるが、ここで「本の如く」というのは、元来この寺は「応永年間足利義持時代曹洞宗の道場として創建せられたが久しく無住地であった、適々（京都知恩寺三十三代住職）幡随意上人巡化の砌、時の領主たりし朝倉能登守の後室良心大姉は淨土宗篤信者の故を以て特請して当寺の開山とした」¹⁴⁾と述べているような説明だけでは「本の如く」の内容は判明しない。

更に田浦町誌は「按スルニ癸丑ハ慶長十八年ナリト思フニ當時朝倉氏菩提ノ為ニ草創シ庵室ノ如クニテ知恩寺ノ指揮ヲ受ケシヲ懸令長谷川七左エ門申請ケテ改メテ知恩寺ノ末ニ属セシナルベシ故ニ今知誉ヲ当寺ノ開山ト称セリ」と述べたのはこの説明によって「本の如く」は解明されるように思われる。

次に書出しに「長谷川七左衛門尉代官之時」というのも上記の説明で明らかであるが、ただ「懸令」というのは「県令」の誤りか、しかし「県令」というのも適確ではない。「代官」とすべきである。また「申請」ということの中に長谷川七左衛門の寺社に対する姿勢が見出されよう。

また癸丑を見ると天文廿二年（1553年）か慶長十八年（1613年）か延宝元年（1673年）かのいづれかでなければならない。開山を智誉としているが元和元年正月五日寂している¹⁵⁾ので延宝元年は不適当である。開基大悲院法誉良心は天正十一年（1583年）六月十一日に卒しているので¹⁶⁾天文廿

二年は不適当で、結局癸丑は慶長十八年とすることが出来る。

第七の文書は年月日不詳の毘沙門再興施入状で旧堀内村名主葉山市衛門所蔵にかかるものでその本文は次の通りである。

毘沙門再興奉加施入檀越

守屋権左右衛門	矢部喜左右衛門	水富半兵衛
高梨七十郎	葉山伊左右衛門	矢部甚五兵衛
矢部長十郎	日下善兵衛	

池田三右エ門迄銘之

岡浜施入之旦那中 四十三人書之

右再興之施主現當二世祈者也

年月日 寺号

委細書

行基菩薩御作	矢部十左衛門
和田義澄守リ本尊	肝煎 葉山市右衛門
	高梨五郎右衛門
	鈴木八兵衛
	小舟二丁目三浦氏
江戸取次	池田庄右衛門
	本町二丁目

同仏師手伝 森市兵衛門

この文書は旧堀内村にある葉山市右衛門の所蔵にかかるものとしているが、これは臨済宗鎌倉円覚寺派南朝山長徳寺の本尊毘沙門を再興するため財物を贈った信者を列記したものである。

年月日を全く記載されていない今、これを直接証明するものがない。そして毘沙門は「長四尺一寸余、行基作、三浦介義澄守護仏と云伝ふ」¹⁾という。この施入状によれば「行基菩薩御作、和田義澄守リ本尊」となっていて「和田義澄」は誤りである。そして眞実は「和田義盛」なのか「三浦義澄」なのかは判らない何故なら「和田義澄」は叙上の二人の半分宛が書かれているからで、之から史実を考える素材にはならない。

注 1) 新編相模國風土記稿卷之百十三、村里部、三浦郡卷之七

○東浦賀の中の叶明神社の部の永神寺の項

△別当永神寺 耀真山階宝院と号す。

当山修驗 龍翻三 宝院末 鎌倉・三浦・武州久良岐三郡中修驗二十院の触頭を勤む 延享元年三月十日寂す 中興を伝仁宝永五年二月六日寂す と云ふ、宝延元年より当社の別当となれりと云ふ。

2) 大日本史料第十一編之二、天正十年十月十八日の条に金井文書と松花堂所蔵古文書集の中に秀吉が神戸信孝に書をもって答えた中に、去る六月十二日に池田恒興が秀吉と同道山崎表へ馳上り、翌六月十三日の晩に山崎に陣取、池田恒興は南の手を担当し、勝竜寺を取巻き、明智光秀は夜落に脱出して北落し、山科の藪の中に北入して、百姓に首を拾われた次第が記されている。

3) 天正十年十月十五日の前後には織田信長麾下の諸将の動静は複雑で例えれば十月六日柴田勝家は羽柴秀吉が清洲の誓約に違背したこと、また山崎に築城を非難したり、十月十八日には神戸信孝が羽柴秀吉と柴田勝家と修睦するようしたり、十月十九日秀吉は因幡鳥取城守將宮部継潤に軍備を厳にし、且つ廉野城に兵糧米に入れさせている。

4) 大日本史料第十一編之二、天正十年十一月二日の条に「秀吉事記」及「太閤記」を掲げている。「織田三七信孝相談シテ柴田淹川云、於レ相渡若君、(織田秀信)於秀吉者、彼一人相計天下、恣可振權威、壹眼前ナリ、寧非招秦趙高之怨、唐國忠之殃哉、言而一味同心介抱之云々」、太閤記には「(前略)妬心日々に生し、怨憎月々に長ず是寔古今不易之同情也、因之勝家与淹川左近將

監一益縁者乃事あれど、相議し謂けるハ、秀吉今若君を安土ミを奉スル、をのれ後見として、天下之被自由之至、不及是非事其也、聳員之者ミハ其沙汰快し、我等シテに便シをぬる者にハ、万疊ミをりしと也、今不去両葉、至後斧柯を用シをし、然間織田三七信孝ミ此有増申上、秀吉を押下さんとそ計ける。(後略)

- 5) 東京大学史料編纂所所蔵の相州文書の縮刷版には朱筆をもって「蓮如」と書入れてある。
- 6) 顧命之五子は実円(三河・播磨)、蓮淳(近江、証如の外祖父顕証寺)、蓮悟(木泉寺)、蓮慶(松岡寺)、顕誓(光教寺)
- 7) 三河後風土記中、神君江戸御入城附諸将賞罰の事の「七月十三日関白秀吉公は小田原城に入給ひ、諸將今度軍功の甲乙優劣を委細に査検し、賞罰逐一に沙汰せらる、駿河大納言殿軍謀密策始終第一の頃歎たり、関八州平均の功実に其右に出づる者なしとの事にて北条教代押領せし八州の地を悉く徳川家に進らせらる。」
- 8) 三河後風土記中、神君江戸御入城附諸将賞罰の事の「(前略) 七月廿九日小田原を御発輿有り、翌八月朔日江戸御入城、遂に千秋万歳天長地久の洪運を聞かせ給ふ、此時より小田原城をば大久保治部大輔忠隣に守らしめらる(落穂集天元実記大成記)」
- 9) 徳川家康は天正十五年八月権大納言に任せられ、世に駿河大納言ともいわれていた。そして長谷川長綱がその直属下にあるために木下半介が依頼したのは妥当の措置である。
- 10) 源流綜貫卷八 光圀 寛永五年六月十日辰刻小名千代松 寛永十一年五月五日始竭大猷公 十三年七月六日如元服大猷公賜諱字子竜号常山叙從五位上任左衛門督進從四位下称徳川氏(下略)
- 11) 源流綜貫 卷八 「(前略) 寛文元年 辛丑 七月威公薨 八月十九日襲封 二年壬寅十二月廿一日任參議 中将 元祿三年 庚午 十月十四日致仕 明日任叙中納言 十三年 庚辰 十二月六日 薨于水戸西山莊年七十三薨于瑞竜山謚義公事(後略)
- 12) 郷土文化五「義公の諱図字使用年月考」
- 13) 水戸市彰考館福井耕二郎の御示教による。
- 14) 田浦町誌(昭和3年12月発行)三浦郡教育会第一部会の編さん
- 15) 新編相模風土記稿卷之百八村里之部三浦郡卷之三浦之郷村の部 良心寺、「(前略) 知誉元和元年正月五日寂す」
- 16) 新編相模風土記稿卷之百八村里之部三浦郡卷之三浦之郷村の部 良心寺「能登守は当時の領主なり、法名淨土院生誉道往と云ふ、鐘銘には久遠院と鐫る、卒年は失へり、其妻女は天正十一年六月十一日卒す、法名を大悲院法誉良心と号す、寺院号は即是をとりて名づく(後略)」
- 17) 新編相模風土記稿卷之百八 村里之部 三浦郡卷之二 堀之内村
長徳寺 南朝山と号す、臨濟宗 鍋倉円覺寺末 正慶建武の頃南山土雲草創す、
本尊毘沙門 長四尺一寸余、行基作、三浦介 後略
義澄守護仏と云伝ふ

最後に現在浦賀町の浦島彦右エ門氏所蔵にかかる北条氏印判状が七通ある。横須賀市博物館に浦島家に所蔵されていることが知られ、当時研究員であった高橋恭一氏が調査され、その後間もなく自分も被見の機会があった、その後横須賀市文化財調査報告書に横須賀市教育委員会の菊池武氏によって詳細に報告されているので、内容の検討については同書にゆづり、本文を照介するにとどめたい。

この文書はどの様な理由か明瞭でないが「相州古文書」にも「相州文書」にも採用されていない、また新しいところでは相田二郎氏編の「新編相州古文書」にも武相史料叢書の「相州文書抄」にもまた貫達人氏の「改訂新篇相州古文書」にも収録されていない。

なお菊池氏の研究され発表されたものが初めてであるが、小生の読みと違ったところが七通中五通あり、十二ヶ所あるのでその相違点を指摘しておきたい。

— 北条氏印判状

相州中郡皮作既致退転間、⁽¹⁾ 平德政被下候、各早々立帰可申、然モ公方御用之時皮調可申、様躰ハ
罷帰候上、可ヒ仰出間、來月十五以前、五郎衛門三郎左衛門退転之者共悉召連、幸田所ニ罷越披
⁽²⁾ 露可申者也、仍状如件

(虎朱印、印文「祿寿応穏」)

永 祿 五	年
三 月 廿	三 日

中郡皮作触頭

彦右衛門

(1) 菊池武氏「浦島氏所藏北条氏印判状について」には早と読む(以下菊池氏論文)

(2) 菊池氏論文「之」を脱している。

二 北条氏印判状

於西郡中郡皮えきよあらすしてえき取由申上候、法をそむく上、見あひに押て取とし、とかく申者有之も則可致披露者也、仍如件

(虎朱印、印文「祿寿応穏」)

丑	
三 月 廿	六 日

奉之
幸田与三

五郎右衛門
(3)
 皮作三郎左衛門
 彦右衛門
 西郡中郡東郡
 皮作中

(3) 菊池氏論文「工」

三 北条氏印判状

板目拾九枚代定永五貫七百文、左近土岩井□前より請取、十枚当月晦日、九枚來月十日兩度ニ相調、日限無相違三人ニ之者ニ可渡之候由、ヒ仰出者ニ、仍如件

(虎朱印、印文「祿寿応穏」)

子	
卯	月十九日
(7)	中□作

奉之
幸田

彦右衛門

(4) 菊池氏論文「土」

(5) (6) 上掲書「旨」

(7) (8) は□虫喰となっている。

四 北条氏印判状

御具足方之御用むめしか八枚急度相調、当月晦日ニ持來、代物嚴口可請取と、御急用之間日限致候相違者、可被處重科者也、仍如件

(虎朱印、印文「祿寿応穏」)

奉
幸 田 源 三 郎

子 五月廿二日

革 作 觸 頭
彦 右 衛 門

五 北条氏印判状

御具足方之御用板目皮あめし皮急度相尋，左近士七郎兵衛半田藤三兩人ニ可渡之，代物も從兩人前可請取者也，仍如件

(虎朱印，印文「祿壽応穩」)

辰 二月廿六日

皮 作
彦 四 郎

六 北条氏印判状

いさめ皮十七枚代物五貫百文□，岩井より請取之可調，此内五枚四月三日，十枚同十五日と切而岩井ニ可渡之旨ヒ仰出ニ，仍如件

(虎朱印，印文「祿壽応穩」)

亥 三月廿六日

奉 之
海 保

中 郡 皮 作
彦 エ も ん

(9) 菊池氏論文「立」

(10) 前掲書「帰」

(11) 前掲書「衛」

七 北条氏印判状

七 枚	いさめ皮	此代武貫百文	一枚三百文宛
六まい	あめし皮	此代壱貫二百文	一枚三百文つ、
式まい	よこぬい皮		

以上拾五まい 代合三貫五百文

右來四月中さつま，左近士七郎兵衛ニ可渡之，代物ハ七郎兵衛まへより可請取者也，仍如件

丑 三月廿二日

奉 之
幸 田 与 三

皮 作
彦 右 衛 門
中 郡 皮 作 中

(12) 菊池氏論文「土」